

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成26年 4月23日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成26年 1月14日 第857号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(上鳥羽南部地区土地区画整理事業による仮換地) 第101ブロック 東向37・67及び24-3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区西中筋通花屋町下る堺町101番地

株式会社負野薫玉堂

代表取締役 負野和夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)